

親の紛争が子どもの発達に与える影響

— 離婚、面会事件における留意点 —

離婚事件を取り扱った弁護士であれば、親権帰属、子どもとの面会交流について頭を悩ませたことがあることでしょう。

現行民法では、離婚後、片方の親が親権者となりますが、親権者が子どもを養育監護することがほとんどです。親権者でない親は、子どもから引き離され、その養育、教育から排除され、わずかな面会交流の機会も、十分確保されないこともあります。

このような親権者指定と面会交流の実務のあり方が、子どもの育成に重大な影響を与えているのではないかと危惧を抱く方も多いのではないのでしょうか。

今回の特集では、児童思春期精神科医の松谷克彦先生の日本弁護士連合会主催ライブ実務研修におけるご講演（「親の離婚と子どもの心理」2013年9月19日）をご紹介します。

離婚が子どもにとって重大な喪失体験であること、喪失体験から立ち直り、精神が再生していく過程において、親権者の子どもへの接し方、親権者自身の精神状態が大きく関わること、時に親権者が子どもに服従を強いていること、その服従や親権者への忠誠心が喪失体験からの再生

を阻害することがあることなど、離婚から立ち直ろうとする子どもの精神の構造と親の関わりについて非常に論理的かつ明快に解説されています。子どもの真の意思を読み取るために、実際に子どもに起きている「現象」を理解し、想像力を働かせてその真意を読み取ること、「現象」の理解と想像においては、「小さきもの」（ちょっとした態度や、表現）を重視すべきであるということは、実務に携わる弁護士にとって重要な示唆とも言えます。

対談、質疑応答においては、上記で示された子どもの精神に与える影響、子どもの心の読み解き方を、弁護士が取り扱う具体的事例に則して解説していただいております。離婚事件、面接交流事件を取り扱うに当たり、参考にしていただければ幸いです。（富田 寛之、町田 弘香）

CONTENTS

- 1 講演「親の離婚と子どもの心理」
- 2 離婚に伴う諸問題（親権争い、面会交流等）に直面する当事者に対し、子どもの福祉の実現の観点から、弁護士としてどう関わるべきか

1 講演「親の離婚と子どもの心理」

児童思春期精神科医
（ファミリーメンタルクリニックまつたに院長） 松谷 克彦



第1 はじめに

1 知識よりも現象の理解

今日お伝えするのは、現象についての横並びの知識ではなく、現象の奥で働いているプロセスに対して

どのようにアプローチをしていったらいいかということとです。

2 現象の奥にあるものへの想像

表現されたものの奥には表現され得なかったものが

あるわけで、その表現され得なかったものをどう想像していくかということになります。

3 真実は小さきものに宿る

ちょっとした子どもの言葉の端々とか態度とか、それらの変化とか、そういったものにたぶん表現され得なかった真実というものは宿っていると思います。

第2 離婚=喪失体験

1 喪の作業

(怒り→嘆き→悲しみ→諦め→癒し→再生)

- (1) 離婚を、両親そろっての家族というものの喪失と言うならば、それをどう感じ、どのように表現して、どのように乗り越えていくのが大切です。

人生においては、何かを失うことがあります。そういうとき、まず怒りが出てくる。次に嘆き、それから、失ったものはどうしようもないということを受け入れる段階になって悲しみというものが出てきます。その後、諦め、癒しを経て、再生という、こういうプロセスを取るんですね。もちろんこれを子どもが1人でやるわけにいけないので、大人に支えられながら、どうすれば行えるかということになります。

- (2) 離婚は、再婚もそうですが、1つの家族を失う体験である。本来は嘆き、悲しみ、憂うつといった感情が起こります。ところが、憂うつへの恐れを持った子どもはそういうふうにならない。例えば躁的になる。妙にハイテンションになって多弁とか多動だったり、元気いっぱいになったりします。あ

るいは、怒りの感情のみが持続する。または無感覚になって、喜怒哀楽という感情がすべて動かなくなるということ。それから過度に自責的、全て自分のせいじゃないかと思ってしまうようなこともあります。

こういう子どもには、憂うつになることへの恐れがあります。何で恐れているかという、憂うつになるというのは無気力になったり悲観的になったりするわけですね。自分の弱い部分とかうまくやっていけないところが露わになり、みんなに知れるところになります。そういうときにちゃんとケアされる確信のある子どもはそれが出せるけど、周りにケアしてもらえないんじゃないかという恐れを持った子どもは、こういうふうになれないんですね。

- (3) 怒りと悲しみは、どちらも思うようにいかない時の反応ですが、怒りというのは非常に防衛的な感情です。悲しみというのはより素直で傷つきやすい感情なんですね。

怒りについては、相手から受け入れられなくても、さらに防衛的に怒るという手段をとれます。これに比べて悲しみは、それを表現して、周りから「それぐらいのことで悲しいってばかじゃないの」とか言われたりすると更に落ち込むわけですね。ですから、怒りよりも悲しみのほうが傷つきやすい感情です。傷つきやすい感情を出せるということは傷つけられないという確信がある場合です。悲しいという気持ちを出したら傷つけられるんじゃないだろうかと、そういう体験があって周りが信頼できないとなると、悲しいという感情を出せなくて、怒りの感情ばかりが出てしまうことになります。

2 喪失を巡る葛藤に子どもは巻き込まれる

- (1) 同じ喪失でも、死別と離別とはまたちょっと違うんですね。離別の場合、子どもも当事者になって、その後のいろいろなことに巻き込まれてきます。ですから、それで余計、喪の作業ができなくなります。

離婚では、その後の夫婦関係に巻き込まれます。親権とか監護権とか面会交渉、養育費などは離婚の際の交渉の材料にされることになります。そのこと自体が子どもの安心感を脅かすことになりますし、喪の作業を進めることを阻害することになります。

- (2) 葛藤に巻き込まれることは、子どもによる操作が可能になるという形で出る場合もあります。例えば離婚してお母さんと生活しているとします。お母さんとうまくいかなかったときにお父さんのほうに行けばよかったという形で、体験した自分の痛みを逆手に取って親を操作するということもあります。多くは同居する親をサポートするという方法で使われますが、そういう意味では子どもの言動が夫婦の係争関係を左右する場合がありますし、そういうことが子どもに意識されるということも、子どもにとっては幸せなことではないと思います。

操作可能性というものは、子どもに万能感を持たせます。そのことは、子どもの喪の作業、憂うつになって、いろいろな気持ちを素直に出すということをやはり阻害します。

- (3) 離婚によって、子どもにとって新しい環境がつけられますが、子どもはそこに適応していかなくてはいけません。この適応が子どもにとって無理がある場合、そういう状況に子どもが適応してくるということが本当に成長なのか、「適応」しているよ

うに見えるけど、それは単なる「服従」ではないのかということも考える必要があります。実は服従であって、例えば小学校の低学年で始まったとしたら、思春期になって、そのことに対する反発が非常に激しいものとして現れることもあり得るわけです。

3 医療が関与するとき

私は医療という立場でこのようなことに関与していますが、どういうときに医療が発動されるのでしょうか。子どもが症状とか問題行動を通して自らの行き詰まりを訴えたときに、その心理状態を理解して必要なケアをすることが医療ケアの目的であると考えています。

いろいろな主訴で子どもは来ますが、初回面接でまず目指すことは何なのか。親が連れてくるわけですから、親から見て主訴が生じてくるわけですけど、その親の主訴をいかに子どもの主訴に組み替えていくか。親から見て困ったことが、実は子どもが困っているからこうしているんですよ、と、子どもの主訴に組み替えていくことが最初の仕事です。

いくつか例を挙げますが、暴れるという話が出たときに、理由を考える。この子は不安でたまらなくて暴れることでしか自分を守れないから、暴れているんじゃないか。あるいは、暴れることでしか自分のことを顧みてもらえない、だから暴れる。または暴れると不仲なお父さんとお母さんが話し合いをする。だから、夫婦の冷戦状態を救うために暴れているということだってあり得るわけです。そんなふうに親の主訴からどのように子どもの主訴に組み替えていくかということが大事になってきます。

4 離婚に巻き込まれる子どもの心の揺れ

(注) 以下の症例はいずれも架空のものです。

症例 A 父親の行動を恐れる母親に共感するしかない小4男子

DVでお母さんと家を出て、その直後に離婚が成立しています。1カ月後に夜が怖いと訴えたために初診になっています。お母さんは夫婦間でお父さんがいかに不当な仕打ちをしたかという分厚い文章を書いて持ってこられました。また、お母さんもお父さんに会うということを極端に恐れて、お父さんの仕事の休みの日はお母さんと子どもでホテル暮らしをしていると。

お母さんは、とても不安の強い人です。そこまで怖がらなくてもいいのではないかというぐらい過剰に怖がって、父親というものを恐ろしい存在に仕立てあげている。実際そういう部分はあるかもしれないけど、若干お母さんがそういうふうに行っているところもあるわけですね。

子どもはお母さんの不安に完全にのみ込まれている感じです。ですから、本当はお父さんと別れて、お父さんに対するいろいろな気持ちがあり、怒りもありますが、楽しい思い出もあったわけだから、お父さんを失ったということに対する喪の作業が必要であるにもかかわらず、お母さんの不安にのみ込まれてしまっているんですね。

面接場面でどういうことが起こるかという点、お母さんが「この子どもきっと怖いんだと思います」と言う点、その横で子どもは「お父さんが怖い」と言って涙を見せるわけですね。そうすると、お母さんは大きく横でうなずく。でも、見ている私からすると、まるで劇のようで違和感があります。

この子はお父さんが怖いという言葉を行っていますけど、いろいろな思いが入っているわけですね。お父さんを求める気持ちを抱くことが怖い、お父さんを求める気持ちを母親に知られるのが怖い、お母さんに知られて叱責される、または捨てられるのが怖い、お父さんを求める気持ちが高まって、自分がどうにかなってしまうんじゃないかというのが怖い、お父さんという言葉から誘発されるお母さんの極端な行動が怖い、そういう表現し得ないものをいろいろ持っているわけです。

この場で「君にはそういう気持ちはあるよね」と言っても、子どもはお母さんの不安にのみ込まれていますから、「そうです」とはなりません。ただこの子の表現しているのはある一面であり、その裏にいろいろな気持ちがあるんだなということを考えておく必要があるわけですね。

ゆくゆくはお母さんに、「この子はお父さんが怖い」と言っているけど、この子なりにお父さんに対する思慕の情もあるんですよ」ということをお伝えしたいのですが、それができるのは、お母さんがそのことを受け入れられるようになってから、お母さんの不安がある程度収まってからということになります。

この場合は親の側からの一方的な一体化願望というものがあって、そういうものにのみ込まれた子どもということですね。

症例 B DVで避難した母親に連れられて家を出た小4女子

DVで避難していて、離婚調停中で情緒不安定になった母親と小4の子ども。お母さんは自信がなくて情緒不安定、お父さんは自分のペースで持っていこうとする。この子は自分の持つ発言の意味、影響力が

大き過ぎて、結局何も言えなくなってしまう。要するに会いたいと言うとお母さんを裏切ることになるし、会いたくないと言うとお父さんを裏切ることになるわけですね。どちらも言えなくなる。

そういう板挟みになって子どもは自分の意見が言えなくなっている。でも、これはそれだけ彼女の発言に影響があるということで、操作可能性もあるということになります。それを今度は親との関係で使う、例えばお母さんとの厳しいやりとりになったときに、私はお父さんに会いたいなどと言って、お母さんをいじめるわけですね。そうすると、情緒不安定なお母さんはまたきーっとなっちゃったりするわけですね。

子どもを取り込もうとする親の意識が、離別から来た子どもの喪の作業を阻害し、喪の作業が停滞しているという形です。

症例 C 離婚が剥奪体験であった中1男子

剥奪体験（離婚が、喪失と言うより剥奪として体験）のケースです。お父さん（継父）の財布から高額紙幣を抜き取ったという中1男子で、継父は、罪悪感が全くないと言って怒っている。

お母さんは、この子を妊娠中に離婚して、実家で暮らしていました。この子が小学校1年のときにお母さんが再婚し、この子は「東京に行きたい?」と言われて「うん」と言ったら引っ越し先にお継父さんがいた。それから妹が生まれる。離婚、再婚があって、その後に子どもが生まれると、母と継父と、下の子どもの3人が1つのユニットになり、連れ子の上の子どもはどうしてもその中で異物になってしまう。

この子は、もともとの家族を失い、再婚によってお母さんとおじいちゃんおばあちゃんと暮らした一時

期の家と家族も失った。その後、妹が生まれて、お母さんを取られた。その後、おじいちゃんとおばあちゃんが亡くなって、奪われ尽くされたという感じですね。盗みというのは世界から剥奪されたものを取り返す権利の行使ということですね。ですから、失ったものにどう焦点を当てるかということになってきます。

第3 子どもの情緒発達過程

1 生育のプロセス

子どもがどういう気持ちになっているかということを理解していくためには、子どもが育ってきたプロセスをひもとくという作業が必要となります。

2 生後～3歳：気質から2者関係

赤ん坊は不安でいっぱいです。適切にケアされなければ生きていけない存在です。赤ん坊の不安というのは、大人に激烈なことが起こって不安になるときの不安に近いです。例えば自分がばらばらになるとか、奈落の底に落ちるとか、魂が抜けるとか、途方に暮れるとか、そういう不安を赤ん坊は持っています。

その後、母性的な対象との愛着関係の中で、自分というものがまとまってきて、統合された自分と時間の連続性というのが出てくる。このあたりが基本的な安心感。人生では、いろいろなことがある、でも何とかなるだろうという安心感ですね。それがあるかないかは非常に大切で、そういう意味では3歳までというのはとても大事な時期なんですね。

この時期に適切なケアを受けるということは非常に重要で、この時期にネグレクトされたケースでは、発育

が遅れます。子どもは、食べ物を与えられるだけではなく、言葉や、手を掛けられて、関わってもらふことによって、3歳までに爆発的に発達するわけです。

この時期に子どもがやることは、食べること、出すこと、寝ることです。これは人間が生理的に生きるために必要なことです。生理的なことだけど、対人関係のひな型でもあるわけです。食べるというのは取り入れるということ、出すというのは自分の中に生じた感情を出すということ、寝るというのは休むということです。対人関係でもいろいろなものを取り入れて、不要なものとか、自分にとって抱えるのが適切ではない感情を排泄する。それができることによって心も健やかにになります。

3 3歳～5歳：3者関係から集団

より葛藤的な、ままならない外の世界に、空間的、時間的、対人関係的に生活範囲が広がります。その広がりにより生じる驚き、喜び、怒り、悲しみ、そういうものがうまく表現できて、うまく受け入れてもらえることが、子どもたちが素直に、健やかに育っていくために、大切です。

3歳から5歳というのは幼稚園とか保育園に行っている時期ですね。その時期には、親子関係、縦の関係だけではなくて、横の関係が入ってきます。同年代の関係。その中でいろいろなロールプレイを体験します。

同年代のテーマというのは競争と協調です。ライバルなんだけど仲間である。そういう競争と協調ということを体験するのが同年代集団の意味ですね。それから、最初に母親的な存在との間で得られた安心感というものが、どのぐらい子どもの心にしっかり入っているかというのが試されるのがこの時期でもあります。

人の人生というのは、人生早期に得られたお母さん、母親的な存在との間での満たされた時間が、徐々に社会化されるほどに、薄らいでいく中で、その母親的な存在、いざとなったら自分を守ってくれる存在というものをどのぐらい信じ続けることができるかどうかということなんですね。

4 6歳～8歳：大人への忠誠心

6歳から8歳ぐらいまでは基本的に大人との関係で子どもたちは動いていきます。この時期は、大人への忠誠心が一番高まる時期です。ですから、この時期に離別とか死別とか、そういうことを体験した子どもは自分のせいじゃないかと思うし、この時期の子どもというのは他者の欲望を欲し、親の欲望、要望を先取りして答えたりします。

5 9歳～10歳：同年代関係での絆

(1) 9歳から10歳、このあたりは非常に大事な年齢で、言葉の基本構造が完成する時期です。10歳のときに話す言葉が母国語といわれます。言葉の基本構造ができるということは価値観の原形ができるということです。ですから、このときにできた価値観から人間ってあんまり動かないんです。

そのことの実験になってしまったのはオウム真理教の事件です。オウムの事件のときに子どもたちは児童相談所とか養護施設に収容されました。そのときに小学校1～2年と、3～4年と、5～6年で反応が違うんですね。

1～2年の子どもでは施設とか、常識といわれる中で生活をして、これが普通なんだと分かります。そっちに戻れます。3～4年の子どもというのはどっ

ちが正しいのかということで挑んできます。5～6年の子どもは、もういろいろなものが分かっちゃっているんですね。施設の職員に対して「先生方が言うのは多分正しいだろうと思う。私たちの考えは誤っていると思うし、一般では通用しないんだと思う。でも、私たちはもう自分の考えを変えることはできない。もう一遍サティアンに戻してくれ」と言うんです。これは何とも切ないものですけど、この年齢までくると人の価値観ってあんまり変わらないんです。

- (2) それから、生まれてからずっと、大人との関係が優位ですが、9歳～10歳になって横の関係が初めて優位になるわけですね。幼稚園のときの友達関係とはまた違って、小学校3～4年のときの同性との関係というのはすごく大事です。同性間の、私たちは愛他的と言いますが、親友のために我が身を投げうつくらい思いになるこの関係というのは、子どもにとって一生の財産になりえます。

ですから、例えば2年生ぐらいまでの親との関係で不適切なものがあって安心感が持てなかったりした子どもでも、ここで同年代の関係がしっかりしてると、この関係を財産に生きていけるんですよ。それぐらい大事です。

6 年齢で変わる離別体験の反応

- (1) どの時期に離別が起こるかによって子どもの反応は、変わってきます。
- (2) 3歳ぐらいまでに離別を体験すると、家族の変動はお母さんの変動を通じて子どもに伝わりますから、子どもは非常に不安定な環境の中で生きていくことになります。
- それが子どもにどう作用するのか。あまりにも不

安定な中で生きた子どもというのは、安定というのが安心につながらないです。普通、安定は安心につながりますよね。でも、不安定な中で生きた子というのは不安定のほうが安心というわけじゃないけど、安定が安心にならないんですね。ですから、安定した関係をあえて壊すようなことをすることが起こっています。

- (3) 3歳から5歳までの間にそういう体験をした子というのは、自分が外の世界に展開し始めたところで、その根本である家族というものが揺らぐわけですから、外に展開するということへの怖さというものが生じます。ですから、自立ということへの恐れが生じる可能性があります。
- (4) 6歳から8歳というところで起こると、同居の親に対する忠誠心が高まりますから、同居の親のサポーターになります。時には不安定なお母さんのナイトになったりします。子どもが親を助けたりするということもあります。
- (5) 9歳から10歳までの時期に離別が起こった場合、同年代、自分のことを分かってくれる友達がいる子どもはそれがすごく支えになります。それがいない子どもはちょっとつらいと思いますね。ただこれぐらいになってくると、結構子どもたちは冷静に大人のことを見えています。

第4 家族の発達過程

1 家族史という考え方

家族も個人と同じように、生まれて成長して死にゆくものです。結婚から家族が始まって、子どもの

誕生、思春期、子どもの結婚、親の退職、両親の死という、これが家族の1つの歴史ですね。

その中で役割の変化があるわけですね。例えば両親が結婚して子どもが誕生する。そうすると夫婦が両親になるわけです。この変化についていける場合とついていけない場合があります。

2 家族史に両親双方の源家族がオーバーラップする

(1) 子どもの発達過程に両親の源家族（父親と父方祖父母との関係・母親と母方祖父母との関係）がオーバーラップしてきます。

お母さんが娘と関わるときに、自分と母親との関係というのが必ず出てきます。娘を愛せないといったお母さんが、じゃあ、どのぐらい自分が母親から愛されていたかを考えたときに、そこが言えなかったり、頼れなかったりしたというものを抱えていらっしゃることがあるんですね。「お母さんは太陽のように愛しなさい」と言われたって、もともともらえていない愛情を子どもに注ぐのは、無理だったりします。

また、お父さんと息子の関係で、おじいちゃんがすごくお父さんに厳しく、それこそ殴られて育ったというお父さんが、じゃあ、子どもにどう関わるか。極端になります。自分は殴られたから子どもに一切手を出さない。でも、それが必要なときに怒れないお父さんになってしまうかもしれない。逆に自分もやられたから、これぐらい当然ですよ、これぐらいはしつけのうちですと言って殴っちゃうかもしれない。こういうふうには、子どもとの関係には自分の親との関係、先に述べた源家族が関わって

くるわけです。

(2) また、夫婦というのは鏡のような関係で、やっぱり似たような人が一緒になるんです。子どもの相談をするとき、例えば自分の家族はまっとうだけど、お父さんの家族はいかに病んでいるかということを話してお母さんがいます。でも、本当は鏡なんだと思います。ですから、ご夫婦の係争に直面したときにはどちらかの家族のみが病んでいるということはないと思っていただいたほうがたぶん安全だと思います。

3 その家族の「物語」「神話」がある

家族には物語というか神話があるんですね。なかなかそれから自由になれないんです。

例えばお父さんが必ずアルコール依存症になるおうちにあります。そこに育った娘というのは自分の夫には依存症になってほしくないと思い、そうなりそうもない夫を選ぶんです。でも、不思議なことに5年ぐらいたつと、その人がアルコール依存症になったりするんです。そういう、家族の物語、神話のようなものがあるので、そういうものを見つけていくと、理解が深まるのではないかなと思います。

第5 愛着

1 愛着とは

愛着とは、対人関係の基本を成すもので、生後半年から1歳半までで形成される、ここがポイントなんですね。だから、この時期に変動があったり、養育者の頻回な変更等があった場合は、愛着というものは育たなくなります。そうすると、感情がうまく表現

できなくなる。感情の表現は、ちゃんと愛着が受け止められるということが前提でできるわけですけど、そういうことができなくなってしまう。

2 健康な愛着と歪んだ愛着

愛着には、健康なものと歪んだものがあります。支配的だったり、他者の要求の延長に生きるとか、他者によるコントロールということで、主体というものが非常に損なわれているというのが歪んだ愛着の特徴です。

第6 子どもと両親がどこまで育っているか

1 子どもはどのように育ってきたのか

子どもの理解を、情緒発達過程の確認、どのような人とどのように関わってもらって子どもが育ってきたかということ、それから、お父さん、お母さんの情緒的な発達がどうなのか、また、家族の物語などから、考えていきたいと思います。

2 子どもと親のつながり

離別を体験した子どもの多くは同居の親のパートナーになります。どうしてもそうならざるを得ない。子どもとしては、今同居している親に捨てられたら天涯孤独になっちゃいますので、今いるお母さん、お父さんを助けようと思います。そして同居の親の欲望を自らのものとする。それがいき過ぎると同居の親の病理を引き受けることになってしまい、自らの人生を生きられないということが起こります。そして、パートナーでいることに行き詰まりが生じると、症状とか問題行動を起こします。

同居していない親とは意識下ではつながっているんですね。本当はつながりたい気持ちもあったりする。でも、それはなかなか表面化しないです。ですから、同居の親の欲望から自由になると、一緒に住んでいない親への本心が語られるということなんですね。

これをどのように支援していくか。これは1回や2回で済むことではないですね。年余にわたることになります。どのようなプロセスの中で子どもがどのような気持ちになるのかということについて、ちょっと共有させていただけたらと思います。

症例D お母さんのお世話役を引き受けて解離の中でしか反抗できない小5女子

- (1) 衝動行為と解離、例えばベランダから飛び降りようとして後で覚えていないとか、学校から帰るときに行方不明になるけど覚えていないということで受診になりました。
- (2) 両親はこの子が小1のときに別居。2人姉妹ですが、7歳上の姉は父親に引き取られて、情緒不安定で怒りが身体化しやすいお母さんとこの子は同居せざるを得なかった。もうすでにお母さんのお世話役としてあてがわれたという感じになっていますね。
- (3) この子は初診時にまず私にプレゼントを持ってきます。大人との関係というのはまずプレゼントをするということ。プレゼントをする人というのは、関わる怖さをプレゼントで紛らわせようとしているということではないかなと思うのですが、相手の機嫌を取るみたいなことをするわけですね。ですから、彼女にとって大人は頼る対象というよりも、与える対象というふうに認識されているということが初

対面の感想でした。

別居されて不安定なお母さんのケアをせざるを得なかったということは最初から明らかなので、できればこの子の気持ちを聞こうと思って、お母さんとこの子と別々に話をしようとするんですけど、それができない。分離しようとする、この子は「お母さんと一緒にいい」と言うんですね。でも、これはお母さんの願望でもある。お母さんはこの子を頼りにし、しかも自分が不安定なので、この子が自分を裏切るんじゃないかということを常に恐れている。この子はお母さんが恐れていることを分かっている、お母さんが言う前にお母さんと別々は嫌ですと言うんですね。お母さんの願望を先取りしてこの子は言っているということです。仕方ないから同席で話を聞くことになります。

- (4) 妊娠中からお母さんは寝たきり状態で、出産後、寝ていることが多くて幼稚園はほとんど行けなかった。一方でお母さんは神経質で、自宅では生活面の細かいことまでこの子に厳しく指示をしていた。それに対してこの子が不満を言うとお母さんは不調になる。だから結局この子は不満を感じてもお母さんに言えなくなってしまっていたということなんです。

おばあちゃんとかに頼らなかったんですかという話になるわけですけど、お母さんは母方祖母を頼ることはできなかった。おばあちゃんは地方の旧家の出身で非常に厳しく、お母さんは高校生までは優等生として我慢して生きてきた。それが窮屈だったから、上京してからはほとんど連絡も取ってなかった。だから頼れない感じだったんでしょう。もともと優等生で育った人だから、なかなか人に助けてもらうということが上手ではない。

一方でお父さんは、情緒に流されないマイペースな人だった。そこが不安定なお母さんから見ると揺るぎない、頼りがいのあるような男性に見えた。このお父さんもこの下の子の出産までは実家を頼れないお母さんを支えようとしたけど、この子が1歳のときに事業を立ち上げてからはほとんど家に帰らなくなってしまった。その後、別居があって、お姉ちゃんを引き取った。お姉ちゃんはそういうわりと身体症状を起こすお母さんに対して、もう思春期に入っていたので批判的だったので、そのお姉ちゃんをお父さんは引き取って、この下の子は残した。こういうシチュエーションなんですね。

- (5) そうなると、この子は、お母さんを支えなければという忠誠心が高まって、お母さんのお世話をする。学校でも勉強で頑張って、友達関係も快活で、みんなに好かれる子どもだった。どう考えたって無理があるわけですね。これは成長とか適応じゃなくて服従です。
- (6) 5年生になって第2次性徴が始まって、思春期に入ると攻撃的な衝動とか性的な衝動が高まってくるわけですね。その中でこれまでの対人関係のありようでは収まらなくなってきた。ただこの子は怒りを出すことができないので、結局自分では覚えていないというところで、ベランダから飛び降りようとしたりするわけですね。でも、そういうことをしてしまうということは、この子にとって都合の悪いこと、この子にとってもお母さんにとってもあってはならないことなんですね。ですから、それらが封印されて覚えていないという状況の中で起きているという話ですね。

症例 E お母さんに見捨てられる不安を向けられていた小1男子

- (1) このうちは2歳で離別して、小1で再婚。その後、継父に懐かないで激しいけんかの日々が続いた。学校でも落ち着きがなく、教室を飛び出してほかの子がけがするほどのけんかになっていた。養護教諭やスクールカウンセラーと話して、懐きそうになったこともあるが、しみりと話ができるようになってくると、それ以来、来なくなった。自分から関係を壊すように見えた。
- (2) その後、衝動のコントロールが悪くなったので受診になっています。初診のときに言葉ではあんまりうまく説明できないので、「絵を描いてみて」と、お母さんに説明してもらっている間、絵を描いてもらうんですけど、そうしたらいろいろな絵を描くんですね。この子は殺人とかギロチンとか、破壊衝動にまつわる絵を取りつかれたように描いていた。そういう自分の抱えている破壊衝動に圧倒されているみたいでした。
- (3) 両親の結婚からひもといて考えていくわけです。母方祖父母にひどく反対された結婚で、お父さんも無職だったと。妊娠中からお母さんは不安でいっぱいだったと。妊娠が分かったときにこの命は殺せないと思った。そこで殺すという言葉が出てくるわけですね。この命を守らねばとかだったら分かるけど、この命を殺せないと言って、殺すという言葉がここで出てくるわけですね。この言葉の中にお母さんの持っている非常に激しい衝動というものを感じられますよね。

お母さんには、妹に比べて自分は愛されていないという思いがあって、自己評価が低かった。愛

されたいという気持ちが強かったので、思春期から年上の男性との恋愛関係を繰り返していた。でも、自己評価が低いので、恋愛関係がある程度続くと捨てられるんじゃないかという不安が起こるわけですね。そうすると、捨てられる前に切るという形で、自分のほうから一方的に別れるということを繰り返していました。

お母さん自身が見捨てられるという不安が強く、見捨てられるのではないかという不安が起こると、自分から相手を切るか、相手に対して執拗に攻撃をして、本当はそれでも見捨てられないということを目指しながらも結果的に関係を破壊していたということになるんです。これがその後の子どもとの関係に反映されているわけですね。

- (4) そういうふうには、お母さんは挑発をしていたわけですけど、そのうち今度は子どものほうがお母さんを挑発するものへと変わってきた。周りを怒らせて、周りが怒る、怒りをぶつけられる、そのことがこの子にとっての発散になっているという。逆説的な話ではありますが、長年怒られることで大人との緊張感を逃れてきた人はそういうふうになっちゃうんですね。

要するにお母さんと自分、お父さんと自分との間で緊張感が起こる。そしてそれがどういう形で解消されるかという、ひどく怒られるとか、たたかれるとか、それが終わるとお母さんは優しいお母さんに戻るとか、お父さんも優しいお父さんに戻るということを体験した子どもは、相手の関係で緊張感が起こると、自分が怒りを出すのではなくて、相手を怒らせるように仕向けて、相手から怒られることが怒りの発散になるという自虐的な発散の

形を取るようになってしまうんです。この子はそういう形を取るようになってしまった。

- (5) その後、継父とお母さんはこの子のことで激しいけんかとなり離別になり、この子はお母さんとのけんかを繰り返しながらも、お母さんと継父の間で生まれた妹の世話をしている。結局、夫の役割をしているということになってしまうんですね。
- (6) そういうふうに症例DとEというのは親の抱えた病理というものを子どもが引き受けざるを得なくなってしまったというケースです。

症例F 家族の物語に翻弄される小3男子

- (1) 1年生で両親が離婚しています。かわいがっていた妹に理不尽なことを突き付けて暴力的になったということで受診になります。お母さん自身も常に何かに怒っている人ですが、自分が怒るというよりも周りの人の怒りをあおって、けんかさせるという、ちょっと操作的な感じの人でした。
- (2) 母方祖母はお母さんが小3のときに離婚しており、その祖母は、お母さんの兄ばかり大事にして、お母さんはいがしろにされた。お母さんはひどく寂しい思いをしたけど、自分は悪い子なんだから仕方ないからというふうに納得していた。もう1つ前の世代、おばあちゃん自身も第3子次女で、ないがしろにされたという思いのある人だったんですね。

お母さんのお兄さんは離婚して、おばあちゃんと同居している。自立し損ねている。おばあちゃんが一番上のお兄さんというのも結局実家から出られない、アルコール依存になっている。「長男」が家から自立できないというおうちなんですね。お父

さんは、2人兄弟の第1子長男で、父方祖母に溺愛された。その結果、このお父さんの持っている、愛されている自信のようなものにお母さんは惹かれて結婚したんですね。お父さんは知的には高いんだけど、溺愛されて甘やかされた人だから抱える力は弱くて、追い詰められると暴力的になる人です。ですから、お母さんにたき付けられるままに長男のF君を徹底的に責め続けた。その長男への理不尽な暴力が原因で離婚になっています。

- (3) お母さんはこの子に構ってほしくて小言を言いつつ、この子をいら立たせる。お母さんとこの子と2人で面接をすると、お母さんのほうがこの子に構うという、その姿はまるでつれない彼氏に甘える彼女のような雰囲気だと。そこに妹が入ると今度はお母さんは途端に妹にべたべたして、この子の羨望を刺激する。そういう中で結局この子もなかなか自立できない。
- (4) 結局お母さんとの関係にとらわれている中で自立できないということが、3世代にわたって起っていると、そういうことなんですね。

第7 目指すべきもの

以上のようなプロセスの子どもに会って、私たちがどういうことを目指していくのかということですが、単に症状が改善するとか、問題行動がなくなるということではなくて、この子たちが生きていくために望ましいスタンス（大人を頼ることができること、ままならないことに対して悲しさを表現できること）を身に付けることが、目指すべきものです。

2 離婚に伴う諸問題(親権争い、面会交流等)に直面する当事者に対し、子どもの福祉の実現の観点から、弁護士としてどう関わるべきか

児童思春期精神科医 松谷 克彦

第二東京弁護士会会員(54期) 広瀬めぐみ

対話講義

広瀬：子どもが同居している親の欲望から解放されると、同居していない親への本心が語られるようになるということですが、本心の見極めのメルクマールは为什么呢。

松谷：人の心は矛盾が多いので、表現されたもののみでとらえるのではなく、その裏にどういう気持ちがあるかを聞く姿勢が必要です。

会いたいという気持ちに気付くことの怖さもあってりしますし、そういう気持ちを持ってそれを表現すると同居の親から捨てられるのではないかと感じてしまうので、会いたいとは言えないこともあります。

そこをあえて「でも本当は会いたいよね」ということは聞きにくく、聞くこと自体、子どもにとって侵襲的になるところもあり、そこへのアプローチは慎重にやるべきと思います。「どうなの」という聞き方をすると、子どもは萎縮するし、そこで発せられた言葉が大きな重みを持つものだと身動きが取れなくなります。

ですから「あなたの置かれている状況も大変だよ。でも私があなたの立場だったら、会いたくないという気持ちもあるけど、心の底に会いたいという気持ちもあるかもしれないな」というようなことをつぶやくように言って、それに対する子どもの反応を見たりすることはありますね。

そこで子どもがにやっとなったり、逆にめっそうもない、みたいな感じで極端な反応をするときは、ちょっと当たったのかなと思ったりもします。

私だったらこう、みたいな感じで話して、そういう気持ちがあるということ子どもにとって受け入

れやすくしてあげるということですね。間接的な表現で、そういう気持ちを抱くことが悪いことではない、ということが子どもに伝わるといいと思います。

広瀬：子どもの本心というのは難しいと、先生のお話を伺って思いました。

松谷：人間は、本音を全部言うとか関係性が成り立たなくなる。それは子どもも分かっていて、言うに言えないものがあるだろうとか、自覚することすら難しいこともあるんだろう、というところを理解しておくことですね。自覚をしていない子に、例えば「怒りの感情があるよね」と言っても、「分かりません」という話になりますよね。

広瀬：治療の最初の段階で、親のほうの主訴というものがあるわけですね。先生は、親の主訴を子の主訴に組み替えるとおっしゃいましたが、それは、その子どもがやっていることの原因は親にあるという意味ですね。それを親が受け入れられないときに、スタートできるのでしょうか。

松谷：そこが最初の段階でしっかり共有されて始めるのが望ましいです。そのボタンの掛け違いは、後でこんなはずではなかったという思いをひきおこすので、最初の段階で、この面接では何を指すのかということをお伝えします。時にはそういう目標であれば了解しかねるということもありますが、子どもにとって何が必要なのかという説明を丁寧にすれば、分かっていたいただけることが多いと思います。

広瀬：子どもの治療とは为什么呢。

松谷：治療とは、症状の改善のみではなく、症状の背景にある対人関係の葛藤を解決することです。そのためには、受け入れがたい自分のある部分と

向き合って、それを受け入れていくということが必要になってくる。

治療として、私はなるべく薬を使わないと言いましたが、薬を使って症状を治めるというのも、治療としてはあると思います。風邪薬はそういうことです。風邪薬は、風邪のウイルスをやっつけるわけではない。風邪薬を飲むと症状が治まるわけです。それを治めているうちに風邪のウイルスが抜けるので風邪がよくなる。これも1つの治療です。ですので、薬である程度不安を鎮め、そうすることによって自然治癒力が働いて少しよくなっていくということもあるので、薬も1つのやり方ではあると思います。

もう1つの治療は、サポートティブなセラピーです。「大変だね。よく頑張っているね」とねぎらわれることによって、「大変だと思っていいんだ。大変な状況を分かってくれる人もいるんだ」と、安心してよくなっていくケースもあります。逆に言うと、普段、それだけねぎらわれていないということなんですから。

ただ、人生早期にいろいろなことを体験した重症なケースの場合は、自分の抱えているどうしようもなさ、傾向、そういうところを認識していく必要が結局はあると思います。そこを直面できないことが、不適応な行動を引き起こすということであれば、そこに向き合っていくことが必要になってきます。

広瀬：面会交流について、子どもが嫌だと言っても、家庭裁判所からは必要だと言って、命じられることもあります。そのような場合、子どもの精神の安定のために、注意しなくてはならない点はなんですか。

松谷：子どもは、そういうときに、大人は会いたくないという自分の気持ちを分かってくれるだろうという幻想が崩れて、大人に対する一種の失望、喪失体験を感じるようになります。会いたくないのに会うことになっちゃった、悲しいし、残念だし、どう関わっていいか分からないという戸惑いもあります。そういった気持ちを子どもが表現できる場があるかどうかですね。

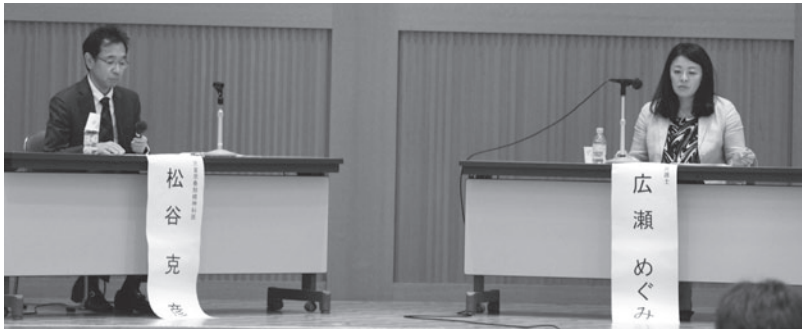
離婚と同じく、これも子どもからいうと理不尽なことですね。その理不尽なことに対する怒り、悲しみ、心の底にひょっとしたらあるかもしれない会いたい気持ち、そのようないろいろな気持ちをもつ。それは当然だよということで、そういった気持ちを分かってくれる大人もいるということを伝えることが、子どもを乗り越えさせるために必要なことだと思います。

広瀬：子どもと一緒に住んでいない親に会いたいと思っていても、会えない場合は、どういうふうに声を掛けたいのでしょうか。

松谷：思うようにいかないという意味では先のケースと同じですね。思うようにいかないことに対する怒りとかそういうものをしっかり吐き出せるということが必要です。

会いたいと自覚している場合と自覚していない場合によって違いがありますが、会いたいということが自覚できているのであれば、「会いたいけど会えないということについてあなたは非常に残念に思っているよね」という話はできますよね。そういう話することは、子どもにとってはすごく意味があることだと思います。

会いたいという気持ちがあるのに、同居してい



る親の手前そういうことが言えないとか、言いにくいというとき、子どもと1対1の場面で、子どもの思いは理解していること、会いたい気持ちになるのも当然だということを伝えていく。その上で、ままならないことに対してのやりきれない気持ちも共有できればいいと思うし、継続的に話ができる可能性があるのであれば、電話番号を渡して、何かあったら力になるよという形で少し関係を残しておく。

広瀬：最終的に、先生の治療の目指すところはなんでしょう。

松谷：症状とか問題行動の背景には、対人関係でうまくいかない、自分の気持ちがうまく伝えられない、分かってもらえないというようなことがあると思います。ですから、どのような対人関係をもてるようになるかが1つの目安になります。

対人関係には、大ざっぱに言うと、縦の関係と横の関係があります。縦の関係というのは、目上の人に相談するとか、頼る、下の人をケアする、横の関係では同年代での、共有、競争、協調。そういう縦と横の関係ができていて、その中で自分の気持ちを表現できるということが、1つの指標になると思います。

子どもは小中高いろいろなステージに上がっていきますが、置かれた環境の中で、同年代で共有できるものがあったり、親友ができたり、親が難しくても学校の先生に頼ることができるとか、うまく頼れる大人を探してそこに愛着関係ができるということになってくれば、私たちの役割は終わりに近づいたのかなと思います。

質疑応答

弁護士A：DVの家庭の子どもの支援等を行っています。そういう方は生活保護を受けていたりするケースが多いのですが、資力がない方に対してケアしてくれるところはありますか。

松谷：公的な機関、児童相談所、子ども家庭支援センター、学校のカウンセラー、その他地域の児童館なども結構重要な役割をしています。

子ども家庭支援センターが絡んでくると、地域ケア会議というのができます。これは守秘義務のある会議で、関係者が集まってその子どもに対してどうケアをしていくかということを話してゆく会議です。

通院の治療を受けても、心理療法とか構えた形になると、子どもの本音が出にくくなるケースもあつたりします。また、お母さんが不安定だったり、病気がちだったりすると、通院もままならなくなることもあります。そういう場合は地域でどのように抱えていけるかが重要です。

私は世田谷でやっていますが、世田谷は子ども家庭支援センターが音頭をとり、関係者が集まり、問題を共有して、この子は今こういうところにいるからこういうケアをしましょう、万が一こういうことが起きたら保護しましょう、といった関わりをしています。あえて治療という分野ではなくても、それでうまくいくケースもあります。

弁護士B：父親が、子どもを連れ去り、母親が5年間くらい子どもに会っていない事案です。調査官は子どもに意見を尋ね、子どもは会いたくないと

言うので、裁判官も認めない方向で審判が出るようです。裁判官を説得、理解させるために、参考になる文献、あるいはこういうふうに言ったらいいみたいな、そういう助言がありましたらお願いします。

松谷：大変な難題ですね。私たちは表現し得ないもの、目に見えないものを扱っています。ところが、裁判は、証拠を基に構成されるわけです。

裁判所に理解してもらえないということは、私も多々経験しております。そういう場合、文献とか、誰がこう言っている、みたいなものを、根拠があるようにしつらえて意見書として書いたりしますが、そういうことでうまくいく場合と、まったく取り合ってもらえない場合とがあって、目に見えないものというのは説得力がないんだなど、無力感を痛感することが多いですね。でも、これじゃ答えになっていませんね。精神科は常にクライアントさんの主観的事実に関与しているので客観性を求められると限界がありますね。

調査官の方にもよるとは思います。調査官によっては丁寧にこちらの意向をくみながらやってくさる調査官もいらっしゃいますが、人によりけりというところでしょうか。

弁護士B：その事例では、子どもを監護している父親が強硬なタイプで、まだ奥さんと離婚もしていないときに、子どもを連れていきたくて、無理やり引きずって連れていくとかやって、学校もその翌日には転校をさせてたりしている人なので、子どもにも父親の影響が強く働いていると私には思えるのです。

松谷：そのお父さんには、子どもからすると何をしで

かすか分からない恐ろしさがあるんですね。ですから、もうたてつけないという感じになっていると思います。それで、調査官もそんな感じで、家裁もそういう判断が出たということになると、なかなか手出しができないですね。ただ、これがこのまま終わるのか、思春期になって大きな波乱が起きるかどうかということですね。

子どもが問題行動を起こすのは、それはそれで1つの力です。結局この子に力がなければ、そこでそのままお父さんの価値観に飲み込まれて生きるしかないけれど、子どもに力があるとしたら、何か問題行動を起こしてくれると思うんですね。そうすると、それをてこにいろいろな大人がまた関われる可能性があるので、そそのかしているわけではないですけど、自分はやっぱりここでは窮屈なので嫌なんだということが、その子の力で出せばいいとは思いますが。

ただ、お父さんとは支配的な関係になっているので、それが出せるには、他にこの子の気持ちを分かってくれる大人が必要です。それがあると、そういう大人に比べてお父さんは、というところで怒りが出てくるわけだけど、周りも無理解なままだと子どもは諦めるかもしれません。

弁護士C：子どもが問題行動を起こしているときに、①面会交流の実施は望ましいのか、②面会交流によって、問題行動が変わる可能性があるのか、③面会交流をする場合には、何か注意すべきことがあるのかということを教えて下さい。

松谷：問題行動が起こっているとすれば、それがどうして起こっているのかということの共有理解を

周りの大人がする必要があります。それが分かった上で、面会交流があったらどういうことが起こり得るのかという予測が必要ですね。

子どもが問題行動を起こしているときの面会交流の実施が望ましいかどうかは、問題行動が離別による煩悶なのか、離別の後のお母さんとかお父さんの揺れから来るものなのかということにもよりますが、まず、頭に入れておくことは、子どもにとって環境が変わるというのはストレスだということです。ですから、子どもが動いているときは環境を動かさないほうがいいと思うんです。

問題行動を起こして子どもが揺れているとき、揺れているところで環境変化、例えば面会などが入ると、そこで1つファクター、変数が増えるので、何でこうなっているのか分からなくなってくる可能性がありますね。

ですから子どもが揺れているときは、その揺れがある程度静まって落ち着いたところで、どうするか判断するほうが望ましいと思うし、そのほうが子どもにとっては優しいケースワークになるのではないかなと思っています。

弁護士C：時期があるということですか。

松谷：そうですね。一度にたくさんの変数が動いてしまうと、子どもは混乱します。本来、ある環境で子どもが不安定になったら、それをそこでどう理解するか考えなければいけないのに、環境を変えるということをして、大人はやりがちです。

例えば学校へ行けなくなったら、学校を変えれば何とかできるのではないかということになりがちですが、子どもにとって余計ストレスだったりするの

で、子どもが問題行動を起こした場合、それが意味することは何なのかというところを、突き止めるまではいかなくても、ある程度推測できるまでは、動かさず、その後、どうするか、面会についてもどうするか、を考えたほうが、より強い混乱にはならないと思います。

弁護士D：調査官調査は、子どもに負担が大き過ぎるんじゃないかと感じております。また、見えないところを見てくださいの方が調査官ならよろしいんですが、見えるところ、聞いたことしか書かないわけですね。それで結局、現状で問題ないという報告書ができて、それを裁判官が重視し、面会交流だの親権だのを決めるというのが通常です。

低学年は忠誠葛藤があるということですが、調査官調査を受ける対象は低学年の子どもが多いということがあり、調査を子どもに受けさせることが非常に悩ましい。だからちょっと待ってとストップをかけております。

調査官が子どもの同居親のテリトリーに入って子どもの意思を聞くという在り方についてどうお考えなのか、子どもにとっていい面会交流の在り方というのはどういうものなのか、教えて下さい。

松谷：実際のテーマですね。同居の親から見捨てられるという不安はどうしてもあり、本心を言うのは難しいだろうという感じはします。特に、同居している家に行つての聞き取りというのは、裁判所でやるよりもより子どもに対して侵襲が少ないかもしれませんが、同居親のテリトリーの中なので、そこでは本心は言えないというのはありますよね。ですから、同居の家から離れたところで話ができ

ほうがいい場合もあると思います。

面会交流のあるべき姿。弁護士の方々が関わられる場合ですから、離別に関しても、親同士が円満ではないわけですよね。裁判所の命令などにより、面会をするかどうかについても、子どもの意向に沿うこともできにくいということもあるかもしれませんが、思うようにいかないということに関して、子どもの感情を受け止めてあげられる大人の存在が重要だと思います。そこで受け止めてもらえたという体験があると、そのことは子どもの次につながるのではないかなと思います。

弁護士E：3年ほど前にお母さんが2人の子どもを連れて家を出ましたが、上の子ども（現在小学校6年生）だけ去年の終わりにお父さんの下に戻ってきました。お母さんが子ども2人を監護している間は、2週間に1回くらい面会交流がありましたが、お父さんの下に上の子が戻ってきて以降は、上の子とお母さんの面会交流はまったくなされていない状況でした。

父親の話では、以前は、今は会いたくないとか、ちょっと不信感があると言っているということでしたが、最近では、母親に対して憎しみの感情も持っています、ということなのです。会わせないことでその子もお父さんの影響をすごく受けて、精神的に悪い影響を受けているんじゃないのかなと思うんです。

松谷：その子どもが、お母さんを本当に憎んでいるのかどうかよくわかりません。ただ離別をめぐって子どもにはいろいろな感情があったし、この間に普通ならば体験しなくていいようなこと、

その子は2回転居しているわけですから、そういう体験をしている。そのことに対する子どもの傷つきとか、そういうものがあって、今はそういう言葉が出ているかもしれませんがね。お父さんが理解してくださる方であれば、その子の気持ちのケアをする必要はないでしょうかという話ができますけどね。お母さんのことを憎いと言っているのは、お父さんにとって好都合なわけですよ。

弁護士E：すごくそうだと思います。

松谷：だから、私たちから見ると、言わされているんだろうなという感じはしますが、言わされているという感じを子どもも持っていないかもしれない。

適応という名の服従をしているんですね。ただ、服従しているという意識がある人はいいいけど、服従しているという意識のない人に、実はあなたは服従しているんだよということを分からせるのはすごく大変です。何回かの面接ではやっぱりできないです。

こうして聞くと、子どもの本音というのはいっぱい抑えられているというんですか、何かこう、封印されているという感じがいたしました。

男の子ですか。

弁護士E：はい、男の子です。

松谷：そうですか。ひと暴れも一度欲しいですね。お父さんの手に負えないくらいやってもいいのでは？ そのくらいのことをしないと、この子の気持ちも収まりがつかないし、お父さんにも伝わらないと思うんですよね。

（構成：富田 寛之、町田 弘香）